

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 重症者退院基準、「15日経過かつ72時間」

— 新型コロナADB —

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（ADB、座長＝脇田隆字・国立感染症研究所長）は2月18日、新型コロナ患者に、重症者向けの退院基準を設けることを了承した。有症状者で人工呼吸器かECMO（エクモ）による治療を行った場合、「発症日から15日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」に退院可能とする。厚労省は近く通知・事務連絡を出し、新たな基準を適用する。

現在の有症状者の退院基準は「発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」か「症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け、2回のPCR検査か抗原定量検査で陰性を確認できた場合」となっている。人工呼吸器を使った場合など、いわゆる重症者に特化した退院基準はない。

新たに基準を設ける根拠になったのは、会合に示された、国立感染症研究所感染症疫学センターの「発症からの感染可能期間と再陽性症例における感染性・二次感染リスクに関

するエビデンスのまとめ」。軽症や中等症では、発症10日目以降では感染性のあるウイルスが残存している可能性は低いが「重症者（人工呼吸器またはECMOによる治療を必要とした者）は、発症15日程度までは一部の症例で感染性のあるウイルス排泄が長引く可能性が示唆されており、重度免疫不全者（造血幹細胞移植後の患者など）では、それ以降も長引く可能性が示唆されている」というもの。

そこで「15日経過かつ72時間」か「症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を空け、2回のPCR検査か抗原定量検査で陰性を確認」という基準を提案。重度免疫不全患者など感染性維持の可能性がある場合、地域の感染症科医との相談も考慮する。

会合後に記者団に応じた内閣官房の佐々木健内閣審議官によれば、改定案は「おおむね了解を頂いた」。必要な修正作業をした上で、早期に通知か事務連絡を出す。

● 後方病院や施設が受け入れやすくなる

会見では、重症者の退院基準が従来よりも5日間長いことで「病床の回転が悪くなり、病床逼迫に拍車を掛けるのではないか」という質問が出た。佐々木内閣審議官は「今回の退院基準の見直しは、後方の病院や施設にきちんと受けていただけるように、ご理解いただけるように、軽症と重症を分けてエビデンスを整理したもの」と答え、むしろ病床の回転が良くなり、逼迫を改善する効果があるという考えを示した。

厚労省はまた、緊急事態宣言が出ている10都府県における、高齢者施設従事者などへの「検査の集中的実施計画」について報告した。17日時点の状況として、10都府県全てで計画

は策定済み。最大2万8289カ所を対象にした検査を3月中までをめぐりに行う。

【メディファクス】

■ 緊急包括支援交付金の医療分2.8兆円に

— 厚労省 —

厚生労働省は2月16日付で、2020年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の変更交付決定額を公表した。合計は2兆8206.5億円で、既交付決定額から約2400億円増加した。都道府県別では東京の3797.9億円(既交付決定額から12.8億円増)が最も高かった。次いで神奈川が2352.0億円、大阪が2164.6億円などだった。

既交付決定額では病床確保事業などに関して、20年4月～21年2月分を示していた。今回は3月分を含めた変更金額をまとめ、公表した。

事業別の内訳を見ると、▽病床確保事業、宿泊療養施設確保事業、重点医療機関体制整備事業＝1兆5632.7億円▽重点医療機関設備整備事業＝807.8億円▽従事者慰労金交付事業＝4695.6億円▽救急・周産期・小児医療体制確保事業、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業＝4552.3億円―。これらの事業を除いた分が2518.0億円となった。

埼玉と神奈川、奈良の3県は変更交付申請がなかったため「便宜的に変更交付決定額欄は既交付決定額と同額」を示している。また、岩手と千葉、愛知、京都、大阪の5府県は、減額の変更交付申請のため、別途、減額手続きを行った上で公表する見通しだ。

【メディファクス】

■ 医療従事者向け、3月に117万回分発送

— 河野担当相 —

河野太郎行政改革担当相(ワクチン担当相)は2月19日の閣議後会見で、医療従事者等向けの優先接種に使う新型コロナウイルス感染症のワクチンの今後の出荷見通しを明らかにした。

3月1週目に500箱、2週目に500箱の出荷を想定。1箱195バイアルで合計19万5000バイアル、1バイアル当たり6回の場合、117万回分となる。ただ、日本に未到着の分も含めた想定であり、河野行革相は「やや自転車操業かもしれないが、しっかりと医療従事者等向けにスタートしたい」と決意を示した。

新型コロナワクチンは12日の第1便で届いた6万4350バイアルに加え、新たに21日に予定される第2便で「387箱、7万5465バイアルが到着する予定だ」と説明。

今回示した出荷分には足りないが、第3便以降の到着分も含め「この数量に十分な量がEUの承認を受けて入って来るという想定をしている」と述べた。

優先接種対象の医療従事者数が当初予定を約100万人上回る約470万人となる見通しとなったことについては、厚生労働省の推計よりも都道府県から実際に上がってきた数値が上回ったためだと説明。ただ、意向を正確に確認したものではないため「一つの目安だ」とし、「ワクチンが余れば高齢者に回してもらおうことになる」と語った。

●都道府県別の配分量、最多は東京の98箱

今回の都道府県ごとの配分は、基本的に医療従事者等の人数に応じたもので、最も配分

が多いのは東京の98箱（2週分合計、約11.5万回分）で、次いで大阪が72箱（同、約8.4万回分）、神奈川が56箱（同、約6.6万回分）、福岡が52箱（同、約6.1万回分）などとなっている。

同日付で厚労省健康局健康課予防接種室が出した事務連絡では、都道府県には今月24日までに具体的な配送先や数を報告するよう求めた。今後も一定の周期で出荷し、最終的に各都道府県の接種予定者数を満たす量を配分することも明記。都道府県には、適正な接種予定者数を報告できるように関係医療機関などとの調整を依頼した。

●高年齢者への先行トライアルも

高年齢者全体への接種開始に先立ち、一部の高年齢者に対する先行トライアルを実施する考えも示した。その時点でのワクチンの供給量がまだ見通せないため、具体的な規模や対象者などは今後検討する方針。医療従事者向けの2回目の接種と並行して実施されることも想定し、開始時期は4月1日にこだわらず柔軟に検討する。

河野行革相は、ワクチンの接種情報を記録する新システム「ナショナルデータベース」について、17日にシステム開発や運用に関する契約を結んだことも明らかにした。業者に関しては、事前のテストも含め、4月に予定している高年齢者への接種に間に合わせる能力があると判断したという。【メディファクス】

■ コロナ予防接種の手引改訂

— 厚労省 —

厚生労働省は2月16日付で、「新型コロナ

ウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」を改訂する健康局長通知(健発0216第1号)を都道府県などに発出した。第2版の改訂となる。接種を実施する段階での注意として、接種不適合者と要注意者を具体的に示した。

接種不適合者には▽すでに新型コロナに関する予防接種を受けたことがある人▽明らかに発熱している人（37度5分以上の発熱）▽重篤な急性疾患にかかっていることが明らかでない人▽接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかでない人などを挙げた。

要注意者は▽心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患がある人▽予防接種で接種後2日以内に発熱が見られた人、また全身性発疹等のアレルギーを疑う症状が出たことがある人▽けいれんの既往がある人▽免疫不全の診断を受けている人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人などを挙げた。

不適合と判断される人には当日は接種せず、必要があるときは精密検査を受けるよう指示する。要注意者は健康状態と体質を勘案して慎重に実施を判断し、説明に基づく同意を確実に得ることとした。ワクチンの貯蔵方法や接種時の注意なども示した。

このほか、医療従事者への先行接種が始まったファイザーのワクチンの接種方法や費用請求支払い事務の詳細、予防接種法に基づく健康被害救済の仕組みと手続きなども追記した。

実施期間は2月17日から2022年2月28日までと明記した。 【メディファクス】